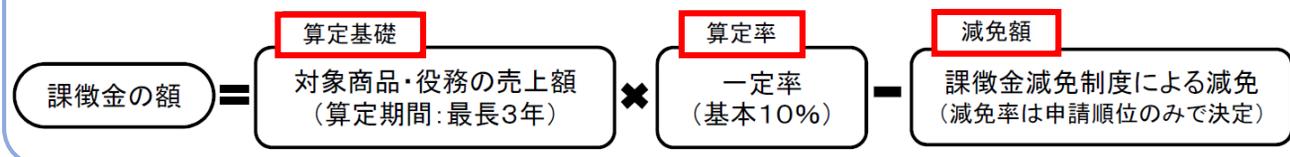


独占禁止法改正の主なポイント

1. 課徴金制度が見直されました！

カルテルや入札談合など独占禁止法の違反行為をした事業者が自ら違反内容を公正取引委員会に報告した場合に課徴金が減免される現行法の仕組みに加えて、新たに公正取引委員会の調査に対する事業者の協力度合いが課徴金に反映されます。

☆現行の課徴金制度（不当な取引制限：カルテルや談合など）



主な変更点

【算定基礎】

- 課徴金算定期間の延長
現行法の算定期間：3年 → 改正後：10年
- 現行の算定基礎である「売上額」がない場合でも、談合金等によって生じた不当利得
- 調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課
(現行は調査開始日以後の承継のみ)

【算定率】

- 業種別の算定率を廃止し、基本算定率に一本化：10%
- 中小企業に対する軽減算定率は維持：4%
(実質的な中小企業に限定されました)

【減免額】

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合い（事業者が自主的に提出した証拠の価値）に応じた減算率を付加
- 申請者数の上限を撤廃（全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会があります！）

改正前

調査	申告順位	減免率
前	1位	100%
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	適用無
後	最大3社	30%
	4社以降	適用無

改正後

減免率	内訳	
	順位減額	協力度合い
合計	順位減額	協力度合い
100%	100%	—
最大60%	20%	+最大40%
最大50%	10%	
最大45%	5%	
最大30%	10%	+最大20%
最大25%	5%	

2. 弁護士・依頼者秘匿特権が実質的に認められます！

法的相談をしている弁護士とのやりとりも証拠にされてしまうの？



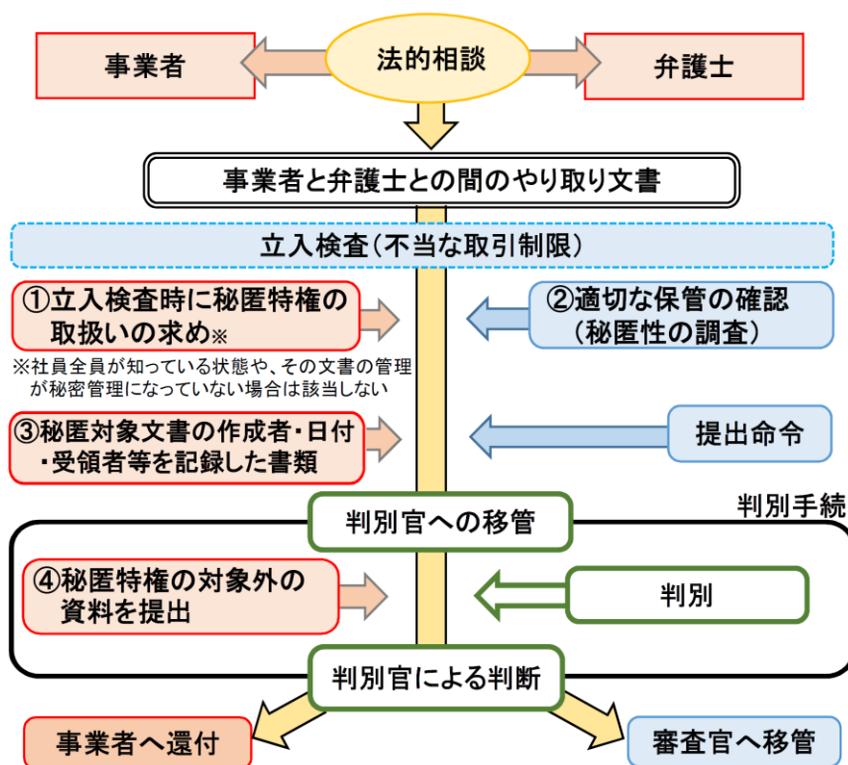
改正後

要件を満たせば、外部の弁護士との相談に係る法的意見等の秘密は実質的に保護されます！

概要

カルテルや入札談合など独禁法違反の疑いがある取引行為を巡り、調査対象の事業者が外部の弁護士から法的助言を得るためになされた秘密のコミュニケーションの内容を記載した文書等（※）について、公正取引委員会の判別官が一定の要件を満たすと認めた文書は、審査官に開示することなく事業者に還付されます。

※対象外：弁護士相談前から存在する資料（一次資料）、相談の基礎となる事実を収集し取りまとめた資料（事実調査資料）等



要件（左図の①～④）

1. 提出命令時に、事業者が本制度の取り扱いを求めること
2. 適切な保管がされていること
3. 提出命令後、一定期限内に、文書ごとに、作成日時、作成者・共有者の氏名、物件の属性、概要等を記載した文書を提出すること
4. 本制度の対象外の資料が含まれている場合には、その内容を報告すること

【秘匿特権とは？】

弁護士秘匿特権は、被疑企業の適正な手続き保障として、欧米では広く定着している防御権。仮に被疑企業が米国のカルテル被害者から提訴され、米裁判所の証拠開示手続により資料提出を求められると拒めないという課題がありました。

もっと詳しく知りたい方は

商工会議所等のセミナー、専門家への相談などをぜひご活用ください。

(1) ●●商工会議所のセミナー、無料法律相談等

① ●●●セミナー

② ●●●●

(2) 以下のウェブサイトにて条文・解説等をご確認ください

【公正取引委員会】 <https://www.jftc.go.jp/index.html>

【担当事務局】●●商工会議所（●●●）

TEL: ●●-●●-●●

e-mail: ●●@●●

※このパンフレットは法令改正情報を早期に会員企業に提供する目的で配布しております。多岐に渡る改正を全ては網羅しておらず、正確さよりも分かりやすさを優先した箇所もあります。実際の法的対応を取られる前に、最新法令をご参照のうえ、個社の状況に応じて法律の専門家にご相談されることをお勧めします。なお、本パンフレットを利用されたことに起因、または関連して生じた損害(間接的、直接的を問わず)について、当商工会議所は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。